

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文へ建築物に係る措置に関する改正の抜粋▽

(傍線部分は改正部分)

。エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)

改 正 後	現 行
(建築物に係る指導及び助言等) 第十五条 所管行政庁(建築主事を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。)は、建築物(住宅を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)について第十三条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を助案して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。 2 略 (特定建築物に係る届出、指示等) 第十五条の二 建築物であつてその規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失	(建築物に係る指導及び助言等) 第十五条 国土交通大臣は、建築物(住宅を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)について第十三条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を助案して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。 2 略 (特定建築物に係る指示等)

の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項を変更すべき旨を指示することができる。

3 所管行政庁は、前項に規定する指示を受けた者が正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び立入検査)

第二十五条 略

2・3 略

4 所管行政庁は、第十五条の二の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

第十五条の二 国土交通大臣は、建築物であつて規模について政

令で定める要件に該当するもの（以下「特定建築物」という。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置が第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築物の建築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する指示を受けた特定建築主が正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び立入検査)

第二十五条 略

2・3 略

4 国土交通大臣は、第十五条の二の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

5
～
7
略 きる。

5
～
7
略 できる。